

井上嘉浩死刑囚の死刑執行の回避を求めめる要請書

年 月 日

2009年12月10日、井上嘉浩さんに対する刑事裁判について、最高裁判所は上告棄却の判決を下し、死刑が確定するに至りました。彼が関わった数々のオウム事件に対して下されたこの判決は、被害に遇われた方々に思いを致し、赦宥に受け止めなければならぬと思えます。半面、次の点につきご考慮を頂きたいと切に願っています。

1. 井上さん本人は、自分の犯した罪の重さに悩み苦しみ、後悔と反省の日々を送っています。

私達は文通や面会を通して、彼が自分の犯した罪に向きあう日々を送っていることを知っています。彼は自分の犯した罪が決して取り返しのつかないことを十分の承知のうえで、それでも必死で償う道はないか模索しています。私はこのような彼に本当に死刑を執行していいのだろうかと思えます。また、最高裁に向けて死刑判決をしないほしいという署名活動をすすめるなかで、そのような思いを持っている人が5500名もいらっしゃるかにになりました。死刑を執行することはそのような方々の願いを踏みにじることにもなると思えます。

2. 井上さんの抱っている問題は我々の問題でもありません。

私たちは誰も、たとえ刑事上の罪を犯していないにしても、『欺異抄』が「罪悪深重煩悩熾盛の衆生」と記しておりますように、日々償いようのない罪を犯して生きております。その意味で、井上さんの現在の悩みは、実は私たちの問題でもあるのです。私たちは彼と共に、この問題を課題として背負っていきたいと思います。

3. 死刑は決して罪の償いにはなりません。

井上さんは「オウム真理教元教祖麻原彰晃が説く人類救済という大義」を信じて数々の犯罪に関わりました。死刑とオウム事件を同列に論じることができませんが、私がオウム事件から学んだことは、殺人はどのような「大義」に基いてなされようとも決して許されるべきものではないということです。それに、彼を死刑にして本当に罪が償われるのでしょうか？ 罪の償いの必要条件として、まず彼にはオウム事件の真相解明をしてもらう必要があると思えます。

4. 井上さんについての判決は、第一審は無期、第二審は死刑で、裁判官の中でも意見が分かれています。再審が開始されれば、死刑が回避される可能性があります。

私たちは死刑制度そのものに反対していますが、現行の法律に規定があつたとしても、裁判官の中で、無期か、死刑かで意見が分かれるようなケースでは将来的に再審がなされ、死刑が回避される可能性があります。さらに、井上さんの関与した事件では、共犯者とされる人たちの刑がまだ確定していません。井上さんは再審に向けた準備をしています。

このような状況のもとで、死刑執行の指揮は絶対になされないよう請願する次第です。

法務大臣 殿

お名前	ご住所
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	

・ 署名は20歳以上の方にお願ひします。
 ・ お名前とご住所は自署でお願ひします。住所が同じ場合(たとえば家族)でも、// はご遠慮下さい。
 ・ 上記の目的のため以外には個人情報使用しません。

【事務局】〒603-8151 京都市北区小山下総町28-7 京極寺 平野善之方
 TEL&FAX. 075-432-0573